

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について

1 概要

軽度者の方に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与の対象外となる種目(対象外種目)が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に貸与(以下「例外給付」という。)が受けられます。

対象外種目

(1) 要支援1・2、要介護1の方

車いす、車いす付属品、特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機能機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)

(2) 要支援1、2、要介護1～3の方

自動排せつ処理装置(尿のみを自動で吸引する機能のものを除く。)

2 例外給付の判断基準

軽度者に対する対象外種目について例外給付を受ける場合は、①厚生労働大臣が定める者の基本調査結果に該当する場合(手順1のとおり)、②基本調査結果がない場合、もしくは、那覇市への確認による判断(手順2のとおり)があります。詳細については、P2-3をご参照下さい。

<シニアカーの貸与について>

安全に特段配慮されなければならない福祉用具であることを考慮し、**那覇市では介護度を問わず例外給付の届出が必要です**。介護支援専門員、又は福祉用具相談員が実地調査を行い『シニアカー調査判定表』を作成のうえ、下記の3(1)提出書類とあわせて届出して下さい。なお、新規貸与の場合は、届出後、那覇市が実地調査を行った上で貸与の可否を判断します。

3 例外給付に係る書類等の提出について

(1) 提出書類

要支援

- ・基本情報
- ・チェックリスト
- ・介護予防サービス計画書
- ・サービス担当者会議録(又は支援経過記録)
- ・サービス利用票及び別表
- ・例外給付の福祉用具を必要と認めた理由書

要介護

- ・基本情報
- ・アセスメント表
- ・居宅サービス計画書 第1表～第3表
- ・サービス担当者会議録
- ・サービス利用票及び別表
- ・例外給付の福祉用具を必要と認めた理由書

(2) 提出先 チャーがんじゅう課給付グループ(本庁舎2階30番窓口)

(3) 提出方法 ・那覇市オンライン申請システムによるオンライン申請(推奨) ※下記のURLを参照
 ・窓口提出(紙書類)
 ・郵送による提出(紙書類)

(4) 届出者 担当介護支援専門員、又は、地域包括支援センターの担当職員

那覇市ホームページURL

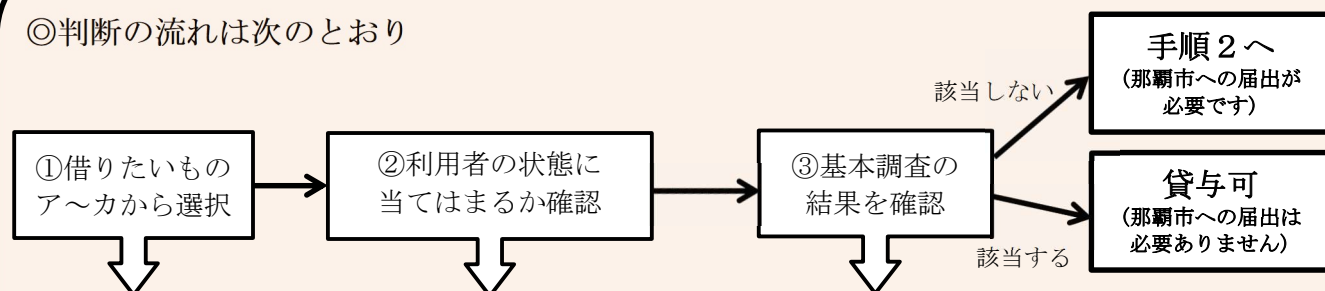
<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyafukusi/jigyousya/sienjigyousya/reigaikyuhu.html>

那覇市トップページ > 福祉・健康 > 事業者の皆様へ > 居宅サービス・居宅介護支援事業者の皆様へ > 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続きについて

【問い合わせ先】那覇市福祉部チャーがんじゅう課給付グループ
 福祉用具貸与例外給付担当 電話：098-862-9010 内線2418

手順 1

◎判断の流れは次のとおり



対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに該当する者の 基本調査の結果
ア 車いす及び車い す付属品 ※(一)(二)のいづれ かに該当する者	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	◆該当する基本調査結果なし
イ 特殊寝台及び特 殊寝台付属品 ※(一)(二)のいづれ かに該当する者	(一) 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器 ※(一)(二)のいづれ にも該当する者	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2 ～ 3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8 ～ 4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」 以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く。) ※(一)(二)(三)のい ずれかに該当する者	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	◆該当する基本調査結果なし
カ 自動排泄処理装 置 ※(一)(二)のいづれ にも該当する者	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

～留意事項～

那覇市では、ア 車いす及び車いす付属品の場合で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び、オ 移動用リフトの場合で「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に関し、◆該当する基本調査結果がなく、判断することができないことから、**手順 2** の那覇市への確認による判断を要します。

手順 2

手順 1 に関わらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である場合には、那覇市へ例外給付の届出を行うことによって算定の可否を判断します。

◎手続きの流れは次のとおり

① 利用者の状態を確認する

介護支援専門員等は、利用者が i) から iii) の状態像に該当する可能性があり福祉用具を使用することで利用者の自立支援に繋がると考えられるか確認します。

i) 疫病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態(P 2 の②)に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

※カッコ内の状態は例示であり、その状態でなくても i) から iii) と判断する場合があります。

② 医師に意見照会する

①で行った利用者の状態像について、医師の意見を求めます。

〔 医学的な所見の確認は、(1)主治医意見書による確認、(2)医師の診断書、
(3)担当の介護支援専門員が聴取し確認 の方法があります。 〕

③ サービス担当者会議を開催する

②で入手した医師の意見を参考に、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながるかを検討します。

④ 那覇市へ必要書類を届出する

理由書や居宅サービス計画書、サービス担当者会議録等を那覇市へ提出します。

⑤ 那覇市の判断結果を受理する

例外給付の可否判断を確認し、利用者へ結果を報告します。

- ・ 那覇市が設定した例外給付の確認期間終了後も継続する場合
- ・ 貸与用具(付属品を含む)を追加した場合
- ・ 要介護(要支援)認定の更新申請を行った場合

再度、手順 1 から確認が必要です。

Q & A

Q 1 例外給付の届出はいつ、どのようなときに行えばよいですか？

A 1 原則、貸与前に届け出が必要です。

・軽度者が初めて例外給付を受けようとするとき(例外給付に係る貸与品目の追加をしようとするときも含む)。

※「初めて」には、要介護2以上の者が、要介護更新認定・状態区分変更の認定の結果、「要支援1・2、要介護1」のいずれかになり、福祉用具貸与の例外給付を利用しようとする場合も含む。また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)の対象者は、「要介護2・3」を含む。

・例外給付利用者の要介護更新認定後に開催するサービス担当者会議後、速やかに届出する。

・那覇市が設定した例外給付の確認期間が終了し、終了後も継続して貸与の必要性があるとサービス担当者会議で判断されたとき。

※届出前にサービス担当者会議において、福祉用具貸与の必要性の有無を判断することが必要。

Q 2 暫定期間中に福祉用具貸与し、貸与開始後に例外給付を届出した場合でも遡り算定できますか？

A 2 提出書類に特段の不備もなく、やむを得ない事情があったと認められる場合において、介護度が確定した後速やかに(介護認定審査会の翌日から数えて30日以内)届出することにより、担当者会議の日まで遡り算定します。暫定期間中に貸与を希望される場合には、本人及び家族へ説明を行い、福祉用具貸与が認められないリスクがあることに関しても同意を得て下さい。

Q 3 例外給付の届出が遅れた場合の取扱はどうなりますか？

A 3 届出あった日から算定開始となります。もし、一連のプロセスを経ずに例外給付の届出前に貸与を行った等、届出時に提出書類に不備が判明した場合には、遡り算定を認めておりません。そのようなトラブルを避ける為にも、暫定期間中で軽度者に該当する可能性がある場合には、早めに例外給付の届出(介護度確定前の暫定プラン添付)を行って下さい。

一連のプロセスとは

① 医師の医学的な所見に基づく意見、② ①を基にサービス担当者会議で貸与が必要であると判断、③ 那覇市へ届出し例外給付の可否を判断。つまり①～③の順番でマネジメントされていることが必要。
※貸与の必要性についてはあくまでも介護支援専門員が判断するものであり、医師が判断するものではありません。

Q 4 例外給付の確認期間はいつまでですか？

A 4 那覇市が設定する確認期間は最長12ヶ月程度となります。心身の状態が不安定の場合や、長期間の算定に疑義がある場合には、個別に期間を設けております。